

<ラジオ国際放送の現状(短波、中波、FM)>

▼日本

・茨城県八俣送信所から短波で放送

▼外国

- ・短波・・・12か所から放送
- ・中波・・・ 4か所から放送
- ・FM・・・ 7つの国・地域で放送
(平成27年4月現在)

外国の放送局を用いたラジオ国際放送の開始、休止、廃止は、「経営委員会の議決が必要、ただし経営委員会が「軽微事項」と認めれば、議決は不要」という制度に(第29条)

・総務大臣の認可が不要で、事後の届け出で良いこと

・相手先の外国放送事業者の都合で頻繁に行われ、迅速・柔軟な対応が求められること

⇒ラジオに関する手続はすべて「軽微事項」としての取り扱いが適当

※NHKワールドTV、NHKワールド・プレミアム、NHKワールド・ラジオ日本(衛星)

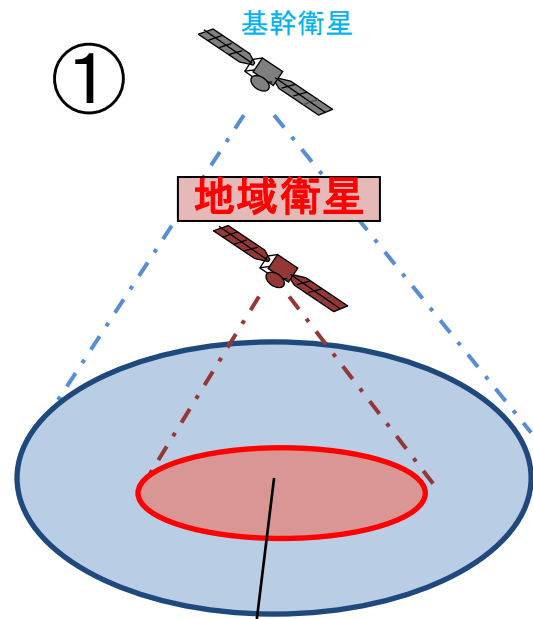
<協会国際衛星放送の休止・廃止>

・去年6月の改正放送法の一部施行後、総務大臣の認可が不要な24時間未満の休止、不可抗力による休止・廃止は、既に「軽微事項」として取り扱うことが決定

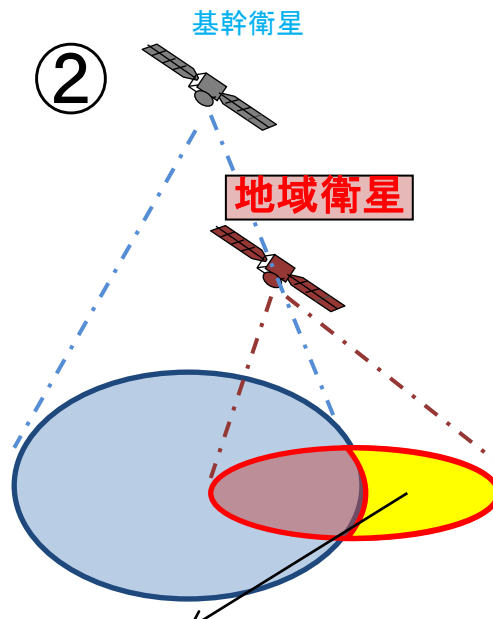
・4月1日に改正放送法の残りの部分が施行され、総務省令で総務大臣の認可が不要な場合が定められた。(第86条)

⇒視聴可能世帯数500万未満の地域衛星の24時間以上の休止、廃止のうち、
下記の①から③は「軽微事項」として取り扱うことが適当

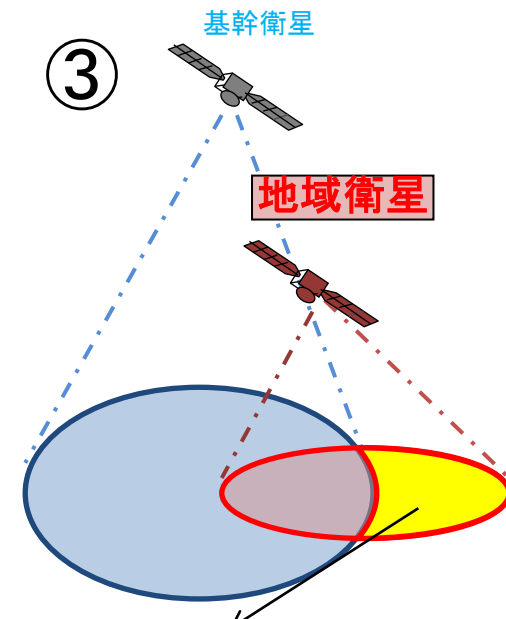
(注)いずれも総務大臣への届け出は必要



放送区域全体が
基幹衛星でカバーされている場合



基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域では、
自然条件等でほとんど視聴者が
見込まれない場合



基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域で
ケーブルテレビ局などが放送しているため、
廃止しても視聴者への影響が無い場合